

(平成25年度第1回)

富良野市緑化審議会

日 時 平成25年9月30日(月)

午前10時00分～

場 所 市役所 第3会議室

富 良 野 市

会 議 次 第

1. 開 会

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

4. 審議事項

議案第1号 会長、副会長の選出について

5. 富良野市緑化審議会会長挨拶

6. 意見交換

緑化関連計画策定の経過と今後の課題について

7. そ の 他

8. 閉 会

議案第 1 号

会長、副会長の選出について

富良野市緑化推進条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、会長、副会長の選出を求める。

会 長 _____

副会長 _____

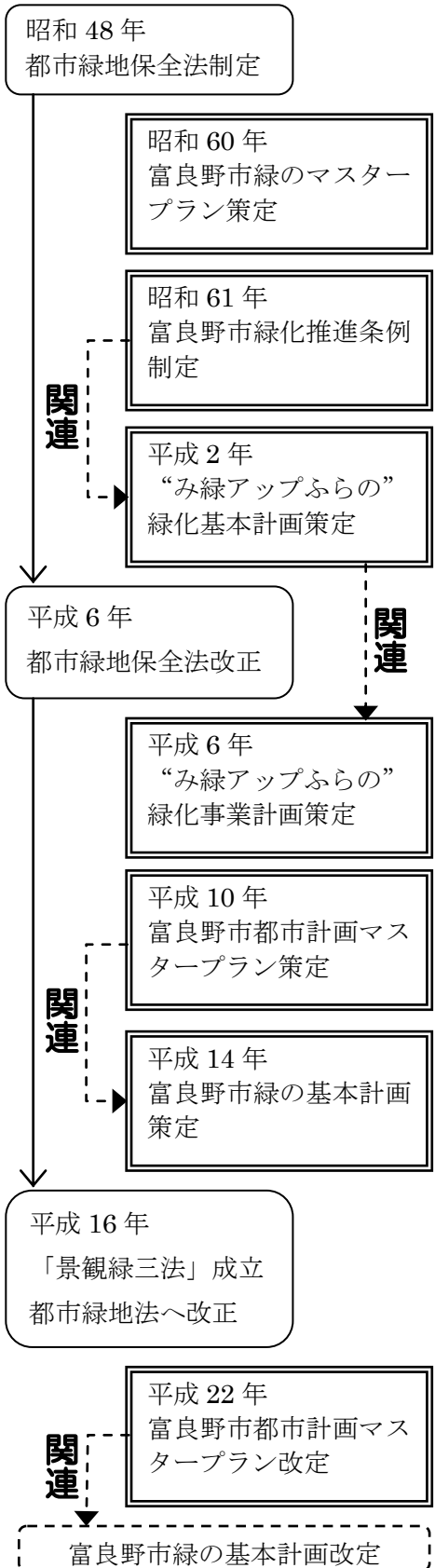
資料 1 ～富良野市緑化推進条例・富良野市緑化推進条例施行規則

資料 2 ～審議会委員名簿

意見交換

緑化関連計画策定の経過と今後の課題について

1. 緑化関連計画策定の経過



高度経済成長期に、開発が進んでいた都市周辺において、緑を積極的に保全することを目的として、昭和 48 年に「都市緑地保全法」が制定されました。

当市においても、昭和 60 年に同法に基づく富良野市緑のマスタープランを策定、以降、昭和 61 年「富良野市緑化推進条例」を制定、平成 2 年には同条例第 5 項の規定に基づく緑の基本計画として“み緑アップふらの”緑化基本計画を策定しました。

また、富良野市緑化推進条例の制定によって、市長の諮問機関として「富良野市緑化審議会」が設置されました。

このほか、緑化施策の充実に向け、当時、公共緑化マニュアル（H 元）、富良野市景観ガイドプラン（H6）などが策定されました。

平成 6 年には、都市緑地保全法の一部が改正され、同法に基づき緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）を策定することとなりました。富良野市のように、改正前の法に基づく緑のマスタープランを策定していた市町村については、次の計画改定時に緑の基本計画へと移行していくものと規定され、本市では、平成 14 年 1 月に現在の「富良野市緑の基本計画」を策定しました。

「富良野市緑の基本計画」の策定にあたっては、都市緑地保全法（当時）に「市町村の都市計画に関する基本的な方針の内容に即していなければならない」と規定されていたことから、平成 10 年に策定した「富良野市都市計画マスタープラン」（以下、都市計画マスタープラン）を上位計画としています。

緑の基本計画は、都市計画マスタープランの対象区域と同様に、**都市計画区域**（注1）を対象区域とし、計画期間についても、平成10年に策定した都市計画マスタープランの計画期間とあわせ目標年次を「**平成29（2017）年度**」に設定しています。

また、緑の基本計画では、都市計画マスタープランの「まちごと公園に向けて」というキャッチフレーズを継承して、都市計画区域を一つの大きな公園に見立て、大きな公園を創り出す様なイメージでまちづくりの基本方針が設定され、都市計画マスタープランで位置づけられた方針のうち、「自然環境の保全、公園緑地」「都市景観」「都市防災」の3項目について、方針の推進に向けた施策などが盛り込まれています。【緑の基本計画P1～2参照】

都市計画マスタープランについては、平成10年の策定以降における、少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢の変化や、**まちづくり三法**（注2）などの関連法改正を踏まえ、平成23年2月に**第2次都市計画マスタープラン**へと改定しています。

緑の基本計画の上位計画である都市計画マスタープランを、「まちごと公園に向けて」というキャッチフレーズはそのままに、コンパクトな都市構造を方針として盛り込んで改定したことを踏まえ、今後、緑の基本計画の改定に向けて議論を進めていく必要があります。

資料3～富良野都市計画図

（注1） 都市計画区域

都市計画区域は国土交通省の都市計画運用指針で、『市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定する』とされており、富良野市では2,227ヘクタールが指定されています。

（注2） まちづくり三法

『都市計画法』、『大規模小売店舗立地法』、『中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律』のこと。

まちづくり三法は、平成10年に地域の実情を反映したまちづくりをめざして改正・制定され、平成18年には、少子高齢化社会に対応し、都市の拡大成長から、既存ストックの有効活用と都市機能の集約促進等をめざしたコンパクトなまちづくりの一層の推進を図ることを目的として見直されています。

2. 富良野市緑化審議会

富良野市緑化審議会は、富良野市緑化推進条例第 19 条の規定に基づき、その権限に属された事項及び市長の諮問に係る緑化の推進等に関する重要事項の調査審議をするため設置されています。また、緑化の推進等に関し必要と認める事項について市長に建議することもできる（条例第 19 条第 2 項）と規定されています。

◎審議会の役割

- ・ 緑の基本計画の策定及び変更に対する調査・審議
- ・ 緑の保全地区、保存樹木、緑化推進地区の指定に関する意見
- ・ 緑化の推進等に関する建議
- ・ このほか緑化推進について市長が諮問した事項に対する調査・審議

3. 緑の基本計画と実数値の比較

(1) 緑の基本計画の前提条件（フレーム）【緑の基本計画 P91 参照】

①都市計画区域内の人口の見通し

	年次	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年
計 画	人 口	17.8 千人	18.3 千人	18.5 千人
	世帯数	6,400 世帯	7,100 世帯	7,200 世帯
実 績	人 口	17,810 人	18,509 人	18,432 人
	世帯数	6,835 世帯	7,795 世帯	8,025 世帯

（実績：国勢調査）

②市街地の規模

	年次	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年
計 画	市街地人口	16.7 千人	17.1 千人	17.5 千人
	市街地規模	565ha	584ha	654ha
	人口密度	29.6 人/ha	29.3 人/ha	26.8 人/ha
実 績	市街地人口	16,739 人	17,427 人	17,448 人
	市街地規模	565.2ha	565.2ha	565.2ha
	人口密度	29.6 人/ha	30.8 人/ha	30.9 人/ha

（実績：国勢調査）

計画の前提条件（フレーム）を見ると、平成 22 年まで都市計画区域内人口や市街地人口が増加する見通しとなっていますが、平成 22 年国勢調査では市街地人口は微増となっているものの都市計画区域内人口は減少しています。また、計画では市街地の拡大を見込んでいましたが、現状では市街地規模は拡大していません。

人口減少が進み市街地拡大は見込めない状況の中で、計画の前提条件（フレーム）が合わなくなっており、また、平成 23 年 2 月に改定した第 2 次都市計画マスタープランでは、コンパクトな都市構造を方針として盛り込んでいることから、これらのことを踏まえ緑の基本計画の改定に向けた議論を進めていく必要があります。

(2) 緑の基本計画における目標と実績【緑の基本計画 P92 参照】

まず、都市公園（都市計画区域内で都市公園法による供用開始の手続を行った公園）の整備目標に対する実績についてです。

年 次		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	
都市公園 都市計画区域	目 標	面 積	33.56ha	92.71ha	212.46ha
		1 人当り面積	18.84 m ² /人	50.66 m ² /人	114.84 m ² /人
人口 1 人当 りの目標水準	実 績	面 積	33.56ha	45.10ha	45.39ha
		1 人当り面積	18.84 m ² /人	24.37 m ² /人	24.63 m ² /人

（実績：建設水道部都市建築課調）

目標と実績の比較は上記のとおりですが、平成 22 年で比較すると目標の 212.46ha に対して、供用開始された都市公園の面積は 45.10ha となっています。

平成 22 年の都市公園整備目標 212.46ha は、空知川河川敷地における緑地の整備や新たな宅地造成による市街地拡大に伴う公園緑地の整備などが目標水準に盛り込まれていることから、実績との間に大きな差が生じています。

次に、道路や公園などにおける樹木の現状についてです。計画策定以降、公園などの樹木の本数については把握できていませんが、道路の街路樹については樹木の本数が捕捉されており、次のとおりとなっています。

平成 12 年度の数值は、緑の基本計画に掲載されている内容ですが、ツツジ、モンタナマツなどの低木も含めた数值で、現在は、低木の植栽本数については捕捉していないため、平成 13 年度、平成 22 年度は高木のみ numerical となっています。

年度	平成 12 年	平成 13 年度	平成 22 年度
街路樹の本数	【5,135 本】 低木含む	2,678 本 高木のみ	2,199 本 高木のみ

（平成 13 年度、平成 22 年度の高木の本数：建設水道部都市施設課調）

街路樹については、近年、交差点等の見通し確保のためや、枯損のため、倒木のおそれがあるため、根が歩道の舗装を持ち上げて盛り上がる「根上がり」のため、などの理由により伐採を行っていることから、現況の樹木の本数は、捕捉していない低木の本数を含めたとしても、緑の基本計画に掲載されている平成 12 年度の数值を下回ると予想されます。また、街路樹の植栽本数が減っているのは別の要因もあります。近年では、街路樹を植栽している地域の住民から、「落ち葉の片づけが大変なので、落葉する前に強剪定してほしい」「花粉アレルギーなので、木を切ってほしい」など、身近に存在する街路樹への苦情は無くなることはなく、街路樹が敬遠される風潮が生まれてきています。その一方で、景観への配慮から強剪定や伐採に反対する市民の声もあります。落ち葉の処理やアレルギーの問題、景観への配慮など多様な意見があり、街路樹のあり方が問われています。